

○茂原市都市計画マスタープラン推進条例

平成 18 年 3 月 28 日

茂原市条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、長期的かつ広域的、総合的な都市計画の指針として策定された茂原市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の実現に向け、市民等と市とが協働してまちづくりに取り組むため、人材育成や市民のまちづくりへの参加の仕組みなど、参画型まちづくりの枠組みを構築することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において用いられる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内の固定資産を所有する者、借地人又は借家人、市内で事業を営む者及び市内在勤者又は在学者をいう。
- (2) まちづくり マスタープランに則り、調和のとれた多様な顔を持つ、魅力と利便性にあふれたまちをつくるための取組みをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、マスタープランの実現に向けた取組みを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施にあたっては、市民等へ情報を公開し、市民等からの意見を聴取しなければならない。
- 3 市は、自治会等の市民組織のまちづくりへの積極的な参加・連携を促進しなければならない。

(市民等の権利と責務)

第 4 条 市民等は、市が実施するまちづくりに関する施策に参加する権利を有する。

- 2 市民等は、この条例が定める適正な手続きに従って決定されたまちづくりの計画を遵守する義務を負う。
- 3 市民等は、マスタープランの実現に向けた取組みを推進するため、相手の立場を尊重し問題の解決にあたらなければならない。

(市の諸計画との整合)

第 5 条 市民等は、まちづくりに関わる活動を行うときは、マスタープランその他市の諸計画との整合を図らなければならない。

(まちづくり計画)

第 6 条 まちづくり計画は、マスタープランに基づき作成される土地利用計画等、まちづくりに関する計画及び基準等とし、まちづくり計画の策定に係る手続きは、第 10 条及び第 15 条から第 20 条までの規定による。

(茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議)

第 7 条 この条例の目的を達成するため、茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 8 条 市民会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる事項に関し意見を述べること。

ア 地区まちづくり協議会の認定に関する事項

イ 個別プロジェクト会議の設置に関する事項

ウ まちづくり計画の案の作成に関する事項

エ まちづくり計画の決定に関する事項

(2) まちづくりに関する提言

(3) その他市長が必要と認めるもの

(組織)

第 9 条 市民会議は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民等

(3) 市の職員

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第 2 項(第 1 号を除く。)の規定による委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(まちづくり計画の案の作成)

第 10 条 市長は、市民会議の意見を聴き、まちづくり計画の案を作成することができる。

(個別プロジェクト)

第 11 条 市長は、茂原市のまちづくりに関する、水と緑の保全・形成、土地利用保全・形成、総合交通ネットワークの整備、その他特定の分野についての計画及び基準等(以下「個別プロジェクト」という。)を作成することができる。

(個別プロジェクト会議)

第 12 条 市長は、個別プロジェクトを策定するときは、市民会議の意見を聴き、個別プロジェクト会議を設置する。

(組織)

第 13 条 個別プロジェクト会議は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民会議の委員
- (3) 市の職員

3 個別プロジェクト会議は、当該個別プロジェクトの決定を以って解散とし、委員はその職を失う。

4 第2項(第1号を除く)の規定による委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(地区まちづくり協議会)

第14条 市民等は、身近な一定のまとまりをもった区域を対象としたまちづくり計画の素案の提案を目的に、市長の認定を受け、地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。

2 市長は、協議会を認定するときは、市民会議の意見を聴くものとする。

(協議会によるまちづくり計画の素案の提案)

第15条 協議会は、まちづくり計画の素案を市長に提案することができる。

(協議会提案によるまちづくり計画案の作成)

第16条 市長は、前条の提案がなされ、当該素案がマスタープランに合致すると認めるときは、市民会議の意見を聴き、当該素案を踏まえたまちづくり計画の案を作成する。

(市民等の意見の反映)

第17条 市長は、まちづくり計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、市民等の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

(まちづくり計画の案の縦覧)

第18条 市長は、まちづくり計画を決定しようとするときは、予め、その旨を公告し、まちづくり計画の案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、縦覧に供されたまちづくり計画の案について意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までにその意見を記載した書面を市長に提出することができる。

(まちづくり計画の決定)

第19条 市長は、前条の手続きの完了後、市民会議及び都市計画法第77条の2の規定に基づき設置された茂原市都市計画審議会(以

下「審議会」という。)に意見を聴き、まちづくり計画を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する市民会議の意見を聴くときは、前条第2項による意見の要旨を市民会議に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する審議会の意見を聴くときは、前条第2項による意見の要旨並びに市民会議の協議の要旨を審議会に提出しなければならない。

4 市長は、まちづくり計画を決定することが適切でないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を市民会議に通知しなければならない。

(まちづくり計画の告示等)

第20条 市長は、まちづくり計画を決定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 まちづくり計画は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、まちづくり計画を縦覧に供しなければならない。

4 市長は、まちづくり計画の決定状況について、広く市民及び関係機関に周知するよう努めなければならない。

(準用)

第21条 第17条から第20条までの規定は個別プロジェクトの決定について準用する。この場合において条文中「まちづくり計画」とあるのは「個別プロジェクト」と、「市民会議」とあるのは「個別プロジェクト会議」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。